

### 第3回逗子市地域自治システム池子小学校区懇話会 会議概要

日 時：平成 25 年 6 月 30 日（日）10：00～12：00

場 所：池子会館 3 階和室

出席者：

（メンバー）松並メンバー、大澤メンバー、齋藤メンバー、野田メンバー、大野メンバー、横田メンバー、諏訪メンバー、細川メンバー、伊藤メンバー、今井メンバー、村上メンバー、相川メンバー、吉田メンバー、松枝メンバー、奥村メンバー、漆垣メンバー

（アドバイザー）名和田法政大学法学部教授

（市）平野経営企画部長、谷津経営企画部次長、廣末企画課長、仁科企画係長、稲井主事、森本市民協働部担当部長、細野市民協働課専任主査

議事概要：

#### 1. 開会

#### 2. 「ずしの新しい地域自治」の仕組みの詳細の検討

（1）制度成立後の流れについて（確認）

（メンバー）地区担当職員はいつ決まるのか、準備会から配置されるのか。

（事務局）12 月には決まって、準備会結成期から活動する予定。現在、組合と協議をしており、それが整い次第、チーム組み、制度の周知を行っていく。

（メンバー）12 月に決まって、4 月に異動してしまうということはないのか。コロコロ変わると迷惑をかけることになる。

（事務局）次長 1 名＋市民協働推進員 6 名の 7 名体制であり、7 名が一度に変わることはない。

（メンバー）懇話会のメンバーも変わるし、市の担当も変わる。さらに自治会の中には毎年役員が変わるところもある、その点をどうフォローするのか。

（事務局）住民自治協議会は組織であり、中の人は何年かで変わることは想定できる。したがって、規約に構成団体や役員の任期等について定めて、中の人が変わっても対応できるような仕組みづくりをしていただきたい。行政としても情報提供などバックアップしていく。

（メンバー）組織の中の人が変わるのは当たり前の話であり、大きな問題ではない。変わった直後は一時的に支障はでることはあるが、周りの人が補っていけば問題ではない。支障を最小限にするためにマニュアルや仕様書をつくれればよい。

（事務局）人が変わっていくなかでどうやったら組織が続いていくのかを、まさに準備会において話し合って規約に反映させてほしい。

(メンバー) 現在の池子の連合会は連絡会のようなもので、下部団体を束ねるような形にはなっていない。組織が異なる各団体を統一して協議会にするのには、とても時間が足りない。

(事務局) 制度の成立は12月に目指しているが、協議会については地域で十分に合意形成した後に立ち上げていただきたい。

(メンバー) 話が協議会ありきで進んでいるように感じる。協議会をつくらないよ、という話になってもいいのか。

(事務局) 行政としては、協議会を作っていたいただきたいが、地域のみなさんの合意がないと協議会は成立しえない。強制はできない。

(メンバー) 自治会には、街路灯交付金など各種補助金が入っている。協議会をつくらないと交付金を取り上げられるとすれば、実質的には強制ではないか。

(事務局) 協議会をつくるのは、今後の逗子市を考えたときに市ではまかないきれない部分を地域にお願いしていきたいからである。明るく活気にみちた地域にするためには住民自治協議会は必要だと市長は考えている。ただし、街路灯交付金については、街路灯を消してしまうわけにはいかないのだから、残す予定だ。

(メンバー) 市長の思いはわかった。しかし、なぜ小学校区なのか。字ではいけないのか。駅伝大会も運動会も字単位である。今、やっと体育を通じて地域がまとまりつつあるので、事情を理解してもらいたい。

(事務局) 小学校区とした理由は、ひとつは、災害時の避難所という集まりがあるから。もうひとつは、子供を考えた時に小学校区がひとつの集まりであるから。さらに、過去の歴史からみても小学校区が地域のつながりの単位だった。現在の字単位の体育会については、無理やり小学校区に変更していただかなくてもよい。

(メンバー) 逗子市全体を見たときに、自治会のない空白箇所はあるのか。協議会を立ち上げる前に、空白箇所を埋めるのが先ではないか。

(事務局) 地縁組織をつくることを行政が積極的に支援することに対して、戦中の名残があるからか、否定的な意見があるのでやりにくい状況にある。だからこそ、住民自治協議会をつくることによって、自治会の空白箇所も埋まっていくことを期待している。

(メンバー) 8月の全体懇話会の日程は決まっているのか。

(事務局) 決まっていない。各小学校区の足並みをそろえる必要があるのだから。準備会のスタート時期についても12月以降になるものと思われる。

(森本市民協働部担当部長) この地域自治の話が出てから、空白箇所の方から自治会を組織したいという相談を3、4か所から受けているのだから、効果はでている。

## (2) (仮称) 住民自治協議会について

【5. 地域のまちづくり計画の策定】、【6. 住民自治協議会の事業等】

(メンバー) 協議会のイメージだが、各団体を束ねる上部組織であり、長期計画等によって各団体を縛るものなのか、それとも各団体のゆるやかな連合体のようなものなのか。

(事務局) 基本的にはゆるやかな連合体と考えている。ただし、地域包括交付金を交付するにあたって、ある程度は明確な団体組織にさせていただきたいと考えている。また、長期ビジョンも作っていただくことになるが、必ずしもそれに縛られるものではない。

(メンバー) では、各団体がそれぞれやってきた活動や理念は尊重されるということか。

(事務局) そのとおりである。

(メンバー) 例えば、高齢者サロンは各小学校区で3～4団体が実施している。もし、その団体が協議会に入らなかった場合、補助金はもらえるのか。

(事務局) まさに論点としてみなさんにご意見をうかがいたい。市としては、制度が始まったときには協議会に入らなくても補助金は交付する予定。しかし、そうすると協議会に入らなくても同じではということになってしまう。したがって、協議会に加入していただくようお願いしつつ、検討していきたい。

(メンバー) 協議会に参加するメンバーの人は、この懇話会でやるのか。

(事務局) 準備会である。協議会に入りたくないという自治会があったときに、強制はできない。しかし、協議会に入らない団体が多いと、協議会の地域代表性が担保されなくなる。そこで、協議会の要件として、どの程度の団体が入れば地域代表性が担保されるのかという論点をお示ししている。

(メンバー) 自主防災組織を立ち上げた。これから今年度に購入する防災資機材を決める予定である。今後は協議会がそれをやってくれるのか。

(事務局) まず申し上げたいのは、今お示しした事業をすべて協議会でやっていただくわけではない。何ができそうか選択していただき、短期の計画に盛り込んでいただくもの。防災資機材についても協議会で一括して購入するのか、それぞれの自主防災組織で購入することにするのかなどを検討していただく。なお、今年の防災資機材の補助金については、協議会が立ち上がる前なので、自主防災組織で購入してほしい。

(メンバー) 協議会でやると決まったら、今後は買う必要はないのか。

(メンバー) メリットが見えない。組織形態もわからない。

(メンバー) 目的とやるべきことがわからない。

(事務局) 防災資機材をあげたのは、大きく集まったほうがより効果的なことがあるからである。

(メンバー) なんで懇話会をやっているのか。問題があるからやるのではないか。

(事務局) 前回のお話もあったが、今の幹をしっかりとしていこうということだ。今まで市はやってこなかったが、これからは地域の力を強めていくために仕組みをつくらうとしている。

(メンバー) 私が考えるメリットは二つある。一つ目は、つながりができること。個別に各団体が活動しているなか問題がでてきても、それがつながらない。協議会ができれば、

情報交換したり、勉強したりして池子地区をどうしていきたいのか共有できる。さらにそこに市の地区担当職員をパイプ役にすることにより、行政とのつながりもできる。もう一つは、足りない部分が認識されること。こういう組織ができることによって、足りない部分、足りない分野が認識されて地域の活動が活性化される可能性がある。しかしながら、具体的なイメージがわからないので、意見できない。事務局としては自由にデザインしてほしいということだろうが、ある程度の具体性がないと意見できない。

(メンバー) 池子の現状を踏まえたうえで制度案を示してもらえば意見しやすい。

(メンバー) 自治会には色々カラーがあるので、まずは地区担当職員を配置して支援しながら、徐々に協議会を形成していけばよいのではないか。そのほうがトラブルが少ない。

(メンバー) おっしゃる通りだが、行政の仕組み上難しい。具体的に固めないと予算も人もとれない。先行してやっていくという形はとれない。

(メンバー) 何か活動をするには組織案がすっきりと示されていることが必要。これまで諸団体ではすっきりした状態を維持して歴史を重ねてきた。自治会、連合会、子ども会や他の団体が入って、そこに地区担当職員が来て、どういう形で関わっていくのかが見えなからすっきりしない。さらに、各団体は意見を言える口をもっているため、組織案を示さないと船頭が多くてという状態になってしまう。協議会のイメージがつかめていない、すっきりしていないものに、お金の流れが出てくると余計に混乱する。

(メンバー) できることと、やらなければならないことが明確に示されていないので混乱している。準備会で決めていくのか。

(事務局) 先ほどの自主防災組織はAの具体例として示したものだ。それをどうやっていくのかは準備会の段階で検討してほしい。

(メンバー) 既に連合会があって活動している。新たに協議会をつくるのではなく、今ある連合会を充実させていくほうが早いのではと思う。

(名和田アドバイザー) 今までの議論の流れをみていて、イメージをわからないことの一つの要因は、まだ協議会のメンバーが誰なのかということが出ていないからである。例えば、千葉県佐倉市では団体会員制であり、その地区の自治会が5割入ってなければならないということが定まっている。しかし現実にはすべての自治会が加入している。他方で、個人がメンバーになっているが、役員会には自治会長や団体代表が入っており、部会をつくって活動しているところもある。また、混合形態もある。この場で貴重なご意見がたくさん出たので、事務局はその点の制度設計を進めて示したら明確になるのではないか。

(メンバー) まちづくりトークに出たが、市として協議会をつくるメリットが理解できなかった。唯一わかったのは、人口が減少し高齢化が進むと市の財政が苦しくなるので、資源回収奨励金などの各種補助金を削減して職員も減らしたいという点。

(事務局) この制度を導入する市としての一番のメリットは、地域の皆さんの活動、協働

をさらに進めて地域力を高めること。逗子市はもともと市民との協働は進んでいるほうだが、人口減・財政難という難局を乗り越えるために、市民参加、協働を一層推進し、20年後30年後もつづいていける市を目指していきたい。

(メンバー) そうだとすると、もっと強力なガバナンスが必要になるのでは。

(事務局) この先にはあるかもしれない。制度としては地方自治法にもとづく地域自治区の設定もあるが、合併した市町村が採用している事例がほとんど。逗子市とは方向性が違う。それを仕組みとして考えていくには、これまでの地域の力を強めいくことが先決。コンパクトな市の中で進めていくには、地域で継続していくことが可能なことからやっていく。

(メンバー) 名和田先生におうかがいしたい。この住民自治システムは、市民にとっても行政にとっても納得されないとこの先の議論は進まない。したがって、先行している都市でのメリットを教えてほしい。

(名和田アドバイザー) ひとつは、池子村というのは明治の大合併で市に編入され、その後一度も自治体になっていない。しかし連合会があり、そこで地域の考えもあり、活動もなさっている。その声が行政に伝わりやすくなるというのが一つのメリットである。もうひとつは、池子全体で見回して、足りないところを補えるという点である。各団体の風通しがよくなり、地域の方々に声を聞いてもらえる場ができる。こういうことについてイメージをもてていない。

みなさんがご指摘している事は初動期の矛盾である。事務局は、はじめに計画づくりをすることにより、その矛盾を解消しようとしている。他市の事例だと、調布市もまず計画づくりからやろうとした。他方小田原市は取り組む敷居を下げるために、単発の事業をやることから始めている。どういうふうイメージをもって取りかかれるか。

また、合併とは無関係に地域自治区を設置したのが宮崎市である。ある程度イメージをもって取りかかっているとよい。

(メンバー) どうもしっくりこない。事業については、市のほうでこの事業を何のためにやるのか。仕事を投げているだけではないのか。市のほうでやっている事業を地域でやってほしいというのが本音ではないか。これが中心にあるのではという探り合いで、ちゃんとした形でクリアにしていだかないと納得いかない。

(事務局) この一覧をつくったのは、ア～オの文章だけではイメージしづらいと他の地区で言われたためである。例えば、災害時の要援護者対応。行政職員はすぐに駆け付けられないので、地域でまかなっていただきたい。それがこの制度の導入の目的である。ほかにも交通整理員の設置事業なども、地域でやったほうが組織力でカバーできるのであれば、やっていただきたい。

(メンバー) それならば、今の組織のなかでできるのではないか。わざわざ新しい制度を

作る必要はないのではないか。

(事務局) 行政のメリットとしては、地域力が高まると先ほどのような課題を地域で解決してもらえること。地域のメリットは、奥村メンバーや先生がおっしゃったとおり。

(メンバー) 私はもうつくってもいいのかな、と思う。実は地域のなかも活動は縦割り。例えば教育の現場では、子どもの家庭の経済状況や、通学路の問題や色々な問題が絡まっている。したがって、池子地区というくくりで連携できれば非常にやりやすい。

(メンバー) 地域のなかでできないこともある。例えば地域の子どもの健全育成や虐待防止などもできない。

(メンバー) できることとできないことがある。例えば PTA の校外委員が、子どもが不審者に遭遇した時に駆け込める家にステッカーを貼っている。それも協議会を通じて依頼できれば早い。

(事務局) 当然行政としてやるべきことはやっていく。地域でできることをお願いしていきたいと考えている。

(メンバー) 制度(案)にこの一覧表も入るのか。

(事務局) 入らないし、協議会ができたらやってくださいというものではない。

(事務局) 追加のご意見があれば、7月12日(金)までにいただきたい。

### 3. その他

- 次回は、7月28日(金)池子会館和室
- 第5回の日程は、8月25日(日)
- 全体懇話会を8月28日(水)に予定している。次回の第4回で推薦をお願いしたいと思う。